

別表十七（二の二） 付表二の記載の仕方

- 1 この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の8第4項（適格分割等を行った場合でないものとされる課税済留保金額等）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の92第4項（適格分割等を行った場合でないものとされる個別課税済留保金額等）の規定の適用を受ける場合に記載すること。
- 2 「特定外国子会社等に係る請求権勘案保有株式等の移転割合(3)」の欄は、租税特別措置法令第39条の19第6項各号若しくは第7項各号（課税済留保金額とみなされる金額）に規定する割合又は同令第39条の119第6項各号若しくは第7項各号（個別課税済留保金額とみなされる金額）に規定する割合を記載すること。
この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。
- 3 内国法人が租税特別措置法第66条の9の4第2項（特定外国信託に係る課税済留保金額の損金算入）において準用する同法第66条の8第4項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の4第2項（連結法人に係る特定外国信託に係る個別課税済留保金額の損金算入）において準用する同法第68条の92第4項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。